

[各国にみる労働施策の概要と最近の動向（中国・シンガポール）]

- b 農村での共同医療制度は、農民の任意加入型の制度となるが、この場合、負担する医療費が高額となるため、制度の普及のためには多様な資金調達が不可欠である（現在の普及率は約12%程度）。
- c 都市部の医療保険については、企業労働者向けの都市従業者基本医療保険制度（現在の普及率は就業者の約3割、退職者の約6割）等の充実以外に、医療機関の合理化、患者の大病院集中の改善等が必要である。

④ 就業・社会保障

昨年の報告と比較して「就業問題」への言及は記述が具体的になりかつ量も増加した。就業問題の重点は、「下崗労働者」から「出稼ぎ労働者（地方から都市部に期間限定で働きに来ている労働者。現在9,300万人に上るとされる）」に移行した。現在、社会問題化している出稼ぎ労働者への給与不払い・遅配の防止について詳述されており、この問題への政府の関心の強さを示している。「下崗労働者」問題は依然として深刻だが、

国有企业離職者を一般企業離職者に比べ優遇するというこれまでの二元的雇用対策から失業保険を中心とした一元的な雇用政策に移行することが明確になった。

（注）中国では地方からの農民出稼ぎ労働者に対する賃金未払いの問題が深刻化しているが、実態が中央政府に伝わらず、なかなか効果的な対策が打てないままになっていた。しかし、2003年10月、温首相が三峡ダム建設に伴う移転地区慰問のため、貴陽県を訪れた際、スケジュールにはなかったが、農民の暮らしを見るために突然住宅を訪問するという出来事があり、このとき、首相に「何か困っていることはないか」と聞かれた訪問先の農民の妻が、出稼ぎ労働者である夫の1年にも及ぶ賃金未払いについて打ち明けたことから、この問題が首相の認識するところとなり、また、国営通信、新华社を通じて全国に伝わったことから、全国的に大反響を巻き起こし、政府が対策の実施に向けて動き出したという経緯がある（政府は、未払いの多い建設業界などに、3年以内に問題を解決するよう通知した）。

温首相に訴えたこの農民に対しては、首相が県の責任者に伝えると約束して、後日未払い分の賃金全額2,240元（日本円で約3万円）が支払われた。

なお、賃金未払い総額は、農民の平均年収3,800万人分に相当する1,000億元に上るとの報道もある。

シンガポール**1 経済及び雇用・失業等の動向**

2003年のシンガポールの実質GDP成長率は、SARSの影響等により1.1%と低迷したが、2003年第3四半期から回復傾向が顕著になっている。雇用情勢を見ると、2003年の失業率は4.7%となり、2004年に入ても第1四半期が4.5%と厳しい情勢が続いている。

〈表2-38〉シンガポールの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

	2000	2001	2002	2003	2004				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	1～3月
実質GDP成長率	9.4	2.4	2.2	1.1	1.7	-3.9	1.7	4.9	7.5
就業者数	2,095	2,047	2,017	2,034	-	-	-	-	-
失業者数	65	72	94	-	-	-	-	-	-
失業率	3.1	3.3	4.4	4.7	4.5	4.6	5.5	4.5	4.5

資料出所 実質GDP成長率：シンガポール統計局 “Economic Survey of Singapore 2003”
就業者数、失業者数、失業率：人的資源省 “Report on Labour Force in Singapore”
(注) 実質GDP成長率は前年(同期)比。
2000年の就業者は、シンガポール統計局が実施した “Census of Population 2000” から引申した。
各年の就業者数及び失業者数は年平均値。四半期の値は公表されていない。
各年の失業率は年平均値、四半期の値は季節調整値。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

名目賃金上昇率は2002年には0.8%であったが、2003年には1.7%となった。一方、消費者物価上昇率は2002年にマイナス0.4%であったが、2003年には0.5%となった。

全産業の週当たり労働時間は、2003年は46.0時間と前年と同じ水準である。

〈表2-39〉シンガポールの賃金及び消費者物価上昇率の推移

	1999年	2000	2001	2002	2003
名目月間賃金上昇率	2.7	8.9	2.3	0.8	1.7
消費者物価上昇率	0.0	1.3	1.0	-0.4	0.5

資料出所 シンガポール統計局ホームページ

(注) 名目月間賃金上昇率は、各年の平均名目月間賃金の上昇率である。

〈表2-40〉シンガポールの週当たり実労働時間の推移

	1998年	1999	2000	2001	2002	2003
全産業	46.8	46.8	47.0	46.2	46.0	46.0
製造業	48.6	49.2	49.8	48.6	48.9	-

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 全国賃金審議会による賃金ガイドラインの策定

① 概 要

2004年5月17日、全国賃金審議会(National Wage Council : NWC)は2004年7月から2005年6月にかけての賃金ガイドラインを発表した。昨年のガイドラインでは賃金の凍結・削減の勧告に踏み切ったが、今年も企業に対して賃金の構造改革に継続して取り組むことを強く推奨している。

② 背 景

シンガポールでは、政労使の代表で構成される全国賃金審議会が、毎年5月に当該年度の賃金改定についてガイドラインを策定している。このガイドラインは、労働組合の有無、民間、公的部門を問わず、すべての企業・労働者を対象とする勧告で、強制力はないものの、広く受け入れられ、賃金改定に大きな影響を及ぼす。

③ 内 容

a 2003年の経済動向

最初の半年はイラクやSARSの影響により低迷したシンガポール経済は、後半は外的環境が好転し上昇に転じた。通年の経済成長率は1.1%と、2002年の半分の数値である。

労働市場も、2003年前半は低調で、後半に改善し始めたものの、通年の雇用者数は1万2,900人減少した。失業率は4.7%と2002年4.4%から0.3ポイント悪化している。

民間部門の賃金及び基本給は、年後半の労働市場の改善を受け、それぞれ1.5%、0.7%上昇した。労働生産性は2.3%上昇し、昨年に引き続き消費者物価上昇率(0.5%)を上回った。2年連続して労働生産性が実質賃金を上回って成長することで、企業の競争力向上に貢献した。

b 2004年の経済見通し

主要国の経済が回復し世界経済が引き続き健全な状態にあることで、シンガポール経済も回復が期待される。2004年第一四半期は7.5%の成長を遂げた。貿易産業省によれば、通年で5.5～7.5%の成長が予測され

る。

経済の改善は労働市場にも好影響をもたらすものと思われる。3月の失業率は4.5%と昨年12月から変化していないが、4～4.5%程度に若干低下する見込みである。

c 賃金構造の改革

経済が回復傾向にある現在は、柔軟かつ競争力のある賃金構造にする好機である。近年の不況により、経済環境の急速な変化に対応して素早く人件費を調節できる柔軟な業績連動給システムに注目が集まっている。

当審議会は、賃金構造改革に着手している企業については改革を継続し、まだ着手していない企業については速やかに改革に着手するよう、強く推奨する。使用者は、労働組合の代表と共に、以下の点に注意しつつ、賃金構造の改革に取り組むべきである。

a)月次変動可変給(Monthly Variable Component : MVC)導入の促進^(注1)

b)柔軟な業績連動給制度の採用

c)企業及び個人の報酬に連動する、明確かつ強固な主要業績指標(Key Performance Indicators : KPIs)の作成

d 2004～2005年の賃金ガイドライン

企業は、賃金を引き上げる場合は競争力を喪失しない程度にとどめ、生産性の上昇をある程度下回るよう実施すべきである。

既に収益が回復している企業は緩やかな賃金上昇にとどめる。まだ収益が回復していないため定期昇給の実施が困難な企業は、一時金の支給を考える。

大幅に収益が改善し、定期昇給してもまだ余裕のある企業は、ボーナスを支給する。

④ 各界の反応

シンガポール全国使用者連盟(Singapore National Employers Federation : SNEF)とシンガポール企業連盟(Singapore Business Federation : SBF)は5月17日に共同声明を発表し、生産性の上昇を下回るモドレートな賃金上昇を支持する旨表明した。また、賃金構造の改革が企業の競争力を維持する上で重要で

あり、現在の経済回復を利用して賃金構造改革を完了させることが重要であるとの認識を示している。

一方、シンガポール全国労働組合会議（National Trade Union Congress：NTUC）も、将来景気が悪化した場合の影響を緩和するため、賃金構造に一層の柔軟性を持たせることが必要だとして、ガイドラインへの支持を表明している。

5月18日、政府は全国賃金審議会の勧告を受け入れる声明を発表した。声明の中で、政府は、労使と共に、柔軟で競争力のある賃金体系の構築に向けて努力していく旨表明している。

（2）中央積立基金の制度改正

①概要

2003年8月17日、ゴー・チョクトン首相は国会で演説し、①厳しい国際競争の中でシンガポールの経済競争力を維持しなければならない、②厳しい雇用環境の中で雇用創出を図るにはビジネスコストを削減する必要がある、という観点から、拠出率の引き下げを始めとする中央積立基金（Central Provident Fund；CPF）^{〔452〕}の制度改正が必要であると発言し、8月28日の国会演説において改正案を発表した（下記内容a参照）。

また、8月29日には、リー・シェンロン副首相が、当面の景気悪化に対応するため、総額10億シンガポール・ドルを超える経済支援措置を実施することを発表した（下記内容b参照）。

②内容

a 中央積立基金の改正

a) 拠出率の変更

（ア）2003年10月1日より、50歳未満の労働者について、使用者側拠出率を月額基本給の16%から13%に引き下げる。労働者側拠出率は20%に据え置き、合計33%とする。

（イ）2003年10月1日から2006年1月1日までの間に、50～55歳の労働者について、拠出率を全体で36%（使用者側16%、労働者側20%）から27%（使用者側9%、労働者側18%）に引き下げる。

（ウ）将来的には、景気動向に応じて、50歳未満の労働者については30～36%、50～55歳の労働者につい

ては24～30%の幅で拠出率を変動させる。

b) 拠出率算定対象給与額の変更

2004年1月1日から2006年1月1日までの間に、拠出率の算定対象となる給与額の上限を月額6,000シンガポール・ドルから4,500シンガポール・ドルに段階的に引き下げる。

c) 最低必要残高の変更

（ア）2004年から2013年までの間に、55歳時点におけるCPF最低必要残高^{〔453〕}を8万シンガポール・ドルから12万シンガポール・ドルに段階的に引き上げる。初年度の2004年は7月1日に8万4,500シンガポール・ドルに引き上げられる。

（イ）2004年1月1日から55歳時点における医療口座最低必要残高（Medisave Minimum Sum、2,500シンガポール・ドル）を義務的なものにするとともに、2013年まで毎年2,500シンガポール・ドル引き上げ、2013年に25,000シンガポール・ドルに設定する^{〔454〕}。

（ウ）2009年1月1日から、55歳になった時点で積立金の50%を無条件で引き出せる制度を段階的に廃止し、2013年1月1日からは、CPF最低必要残高及び医療口座最低必要残高を超えた部分についてのみ引き出しを認めるものとする。

b 経済支援措置

a) 個人関連

（ア）低所得世帯に対して、公共料金の還付や公共交通機関の運賃補助を実施する。

（イ）失業者向けの職業訓練、金融支援、職業カウンセリング（地域開発評議会による低所得者向け就労支援プログラムを含む）を実施する。

（ウ）高齢労働者向けの職業訓練にかかる費用を補助する。

b) 産業関連

（ア）公共建設プロジェクトを前倒して実施する。

（イ）観光産業の国外向け広報活動の支援等に充てる「観光回復基金」を設置する。

（ウ）小売業者及び他の中小企業を対象とする海外事業

支援、生産性向上支援、各種融資スキームを導入する。

c) 住宅関連

- (ア) マイホーム所有者について、使用者側拠出率の引下げから生じるローン返済資金不足を補うため、特別口座の積立金を使用することを認める。
- (イ) 2003年10月1日から、公共住宅(HDB フラット)^(注5) 所有者の物件賃貸(転貸)に対する規制を緩和する。
- (ウ) 公共住宅の賃借を認める世帯の所得上限を従来の月額800シンガポール・ドルから1,500シンガポール・ドルに引き上げる。

③ 各界の反応

シンガポール全国労働組合会議(NTUC)は、雇用の安定が最重要課題だとして制度改正を支持する一方、拠出率引下げで生じた余力は特別賞与等で労働者に報いるのが望ましいとの意見を表明している。

シンガポール使用者連盟(SNEF)及びシンガポール企業連盟(SBF)は共同声明を発表し、10月からの使用者側拠出率引下げを強く支持するとコメントした。引下げによる年間13億シンガポール・ドルの節減効果は5万人分の賃金に相当し、それがそのまま5万人分の雇用創出につながるわけではないものの、当面の雇用の維持につながり、また長期的に見て雇用を増加させるものと評価している。

(3) 労働力開発庁の設置

① 概 要

2003年9月1日、人材開発省(Ministry of Manpower ; MOM)の外庁として、シンガポール労働力開発庁(Singapore Workforce Development Agency ; WDA)が設置され、9月17日より業務を開始した。

② 背 景

シンガポールでは、2001年の後半から雇用情勢が悪化しており、2002年にはGDP成長率の好転にもかかわらず失業率は過去最悪の水準(通年で4.4%)となるなど厳しい情勢となっている。こうした状況の中で発表された2003年度予算案には、今後見込まれる経済再

編等に対応するために、労働者は自らの技能を向上させ雇用可能性を高める必要があるとして、継続的教育訓練を所管する新たな機関を設置するという案が盛り込まれていた。

③ 内 容

a 設置の目的

労働力開発庁は、シンガポールの人材開発を主導し、労働者及び失業者の雇用可能性と競争力を高め、産業界が求める労働力を育成することを目的としている。

このため、使用者が必要としている技能・職種を把握し、その必要に合わせた職業訓練・職業紹介を行うべきであるとの観点から、技能開発業務、労働市場開拓業務、技能認証業務が統合されることとなった。

b 設置の概要

労働力開発庁は、以下の部局の合併によって設置された。

- a) 人材開発省の旧人的資源開発局
- b) 人材開発省の旧労働市場開発局
- c) 標準・生産性・技術革新委員会(SPRING Singapore)^(注6) の旧重要技能訓練制度事務局
- d) 標準・生産性・技術革新委員会の旧国家技能認証制度施設

同庁の長官は、人材開発省のヨン・インイー事務次官が兼任することとされた。

c 新たな実施事業

9月17日の発足式においてゴー・チョクトン首相が演説を行い、その中で、労働力開発庁が担当する新たな事業について発表した。

a) 失業者対策

技能再開発プログラム(Skills Redevelopment Programme ; SRP)^(注7) の第二回事業を実施する(予算総額2億8,000万シンガポール・ドル)。今後5年間で15万人に訓練機会を提供し、うち3万人は失業者の再就職支援とする予定である。事業は労働力開発庁とシンガポール全国労働組合会議が共同で実施する。